

利害関係者の意見及び申請者の見解（項目別／概要）

- ・利害関係者から寄せられた意見(廃棄物処理法第 15 条第 6 項)及び申請者の見解の概要を項目別に記載したものです。

＜ 提出人数:42名／意見件数:96件

※事務局区分による(同一文の意見は合わせて1件とし、生活環境保全上の見地以外の意見と見込まれる意見を含む。)＞

- ・項目は、次のとおり区分しています。

(1)大気質・悪臭／(2)騒音・振動／(3)水質・地下水・土壌／(4)生活環境影響調査／(5)維持管理／(6)廃棄物の種類、処理能力、埋立期間／(7)立地／(8)事業収支／(9)構造(構造物、地盤、遮水工)／(10)構造(雨水集排水、浸出水処理、地下水集排水、湧水対策)／(11)構造(ガス抜き設備、囲い、保安距離、消火設備、腐食防止、自然発生ガス対策)／(12)その他

- ・複数項目にまたがる意見は、該当するすべての項目に重複して掲載しています。

- ・表中の「通し番号」は、資料 4-2「利害関係者の意見(意見者別／全文)」の通し番号とリンクしています。

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要	
大気質・悪臭	(大気質への意見)			
	①	処分場内に残る廃棄物や覆土、その上の空気はどんな状態になるのか。その空気は人がたくさんいるところまで流れてくるのではないか。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境影響評価では、大気質に関して「周辺地域の生活環境に与える影響は軽微である」と評価しており、処分場の稼働中は、即日覆土や散水による廃棄物の飛散防止、堅型ガス抜き管による埋立ガスの適切な排除などにより、周辺生活環境に支障を与えないよう管理をしていく。 ・豪雨時、強風時等は、受入れを中止する。 ・西尾原自治会を通過することがないよう、搬入車両に指定通行ルート每周徹底し、違反時には厳重注意や一定期間の搬入停止などのペナルティを検討する。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていく。
	②	豪雨、災害時の埋立処分について、即日覆土は不可能ではないか。	9	
	③	搬入時・投入時に焼却灰等が飛散しないことの保証を明確にすべき。	94	
	④	廃棄物の搬入計画に反し、廃棄物運搬車両が淀江インターから広域農道を通り、西尾原自治会を通ることがないか。交通安全面や、環境問題から違反があった場合は、どのような対処をされるのか。	54	
	⑤	大気汚染、農漁業への影響を調査し、住民不安に根拠資料をもって応えるべき。	93	
	(石綿含有廃棄物等への意見)			
	⑥	「石綿含有物」を埋め立てるべきではないのではないか。	10	<ul style="list-style-type: none"> ・非飛散性の石綿含有廃棄物は、法令基準に則って、適切に埋立管理をしていく。 ・飛散性アスベストは「特別管理産業廃棄物」であり、当処分場では受け入れない。
	⑦	飛散性アスベストを扱うが、地盤沈下や、豪雨、地震による液状化でどうなるのか、また必要な対策を明記すべきではないか。	46	
	(埋立ガスへの意見)			
⑧	排ガス処理施設を有しないとしているが、計画ではメタンガス対策等の記述もあり、排ガス処理施設は必要ではないか。	17	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載した「排ガス処理施設」は、廃棄物焼却炉等に設置する「排ガスの処理施設(除害施設)」のことで、当該施設の処分場への設置はない。(事業計画にはメタンガスの対策の記述はありません) ・埋立地内部から生じる埋立ガスについて、適正に集めて大気放出する埋立ガス処理施設を設置する。 	
⑨	堅型集配水管をガス抜き施設として兼用し、埋立ガスを排除するとあるが、これは排ガス処理施設を不要としたことと矛盾しないか。	36		

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
騒音・振動	① 騒音・振動に係る生活環境影響評価は産業廃棄物処分場建設中及び隣接する一般廃棄物処分場稼働時も含めて評価すべきではないか。	47	・騒音・振動の評価は、国が定める生活環境影響調査の指針に基づいて実施。予測は、現況として一廃処分場と同時に稼働している状況下におけるもの。
	② 廃棄物の搬入計画に反し、廃棄物運搬車両が淀江インターから広域農道を通り、西尾原自治会を通ることがないか。交通安全面や、環境問題から違反があった場合は、どのような対処をされるのか。	54	・施設建設中の評価は指針上求められていないが、建設の際には周辺環境へ配慮した工事を行う。 ・西尾原自治会を通過することがないよう、搬入車両に指定通行ルートを知徹底し、違反時には厳重注意や一定期間の搬入停止などのペナルティを検討する。

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
水質・地下水・土壌	(水質への意見)		
	① 一廃処分場の一部の堰堤、防災調整池、水路、地下水集排水施設を産廃処分場と共用することについて、一般廃棄物と産業廃棄物やその汚水が混ざり、産業廃棄物処分場としての評価ができなくなるのではないか。	42	・一廃と産廃の埋立地はそれぞれ独立しており、埋立てた廃棄物が互いに混ざり合うことはなく、水処理施設も独立しているため、放流水は別々に水質評価可能。 ・モニタリング結果は、安全監視委員会やホームページ等により公開する。
	② 既存の水質調査データに示される大腸菌群数の数値が不自然で信用できない。	76	・報告書中の測定結果は、米子市の測定データを整理したもの。指摘のあった数値は、米子市に確認しており、 $0.0 \times 10 \text{MPN}/100\text{mL}$ は定量限界未満を表すこと、大腸菌群数は定量法の特性上、一定の飛び飛びの値を示すものであることを確認した。 ・なお、関係法令の改正(R4.4.1 施行)により、河川水の水質基準としての大腸菌群数は、大腸菌数へ見直されている。
	③ 産廃処分場における浸出水処理に係るPFAS対策はどのような計画となっているか。	12	・PFASについては、国において水道水や食品に関する実態の調査等が行われている段階。現時点ではその処方針等が明らかでないが、センターでは、有害性が確認されているPFASを含む廃棄物について、自主的な管理方法により受け入れない方針であり、その方法を検討中。今後、処分場に係る法令基準や水質検査方法等が定められれば、それらに基づきPFASに係る対策を実施する。なお、有害なPFASを含有する廃棄物が搬入されても、浸出水は活性炭処理やRO膜処理により浄化可能と考える。
	④ 処理水のPFASの環境影響評価を行うべき。	44	・(アルキル水銀、PCBの検査結果に示す)「 < 0.0005 」は定量限界を下回っていることを表しており、(基準に示される)「検出されない」と同じ意味である。(当該表の欄外備考に説明あり。)
	⑤ 「アルキル水銀」「PCB」が、平成24年に農業用水路、塩川で検出されており、それらの評価と対策をすべきではないか。	44	・環境基準や放流基準は、人の健康や生活環境へ支障がない前提で設定されたもの。浸出水は水処理して放流基準を満たして放流する。
	⑥ 放流水、地下水の検査項目に、発がん性が指摘されるPFAS(有機フッ素化合物)を加える必要があるのではないか。	52	・放流水は塩川の水質と比べて同等以上にきれいに処理された水。塩川から取水が水田
	⑦ 施設の将来的な不安がある。排水による子供への健康影響等に懸念がある。人が住まない場所に建ててほしい。	1	
⑧ 処理水は塩川に流してはならない。	44		

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
⑨	全国都市清掃会議の設計要領に従って、下流に農業用取水のあるこの地域の立地は避けるべき。	82	に影響を与えるおそれは非常に低いと考える。
⑩	灌漑用樋門により分岐した農業水路の水質・水量の調査が実施されていない。	83	・全国都市清掃会議の要領は「水の水質による影響が生じる地域」(で取水がある場合)とのこと。放流水の影響が軽微と考えられる当処分場は該当しないと考えている。
⑪	一般廃棄物最終処分場と調整槽を共用するなら、排水量を合計の190t/日として算定し、100倍希釈地点を修正すべき。	83	・100倍希釈地点を、隣接する一廃処分場の水量との合算で考慮するのは、合理性に欠けると判断する。
⑫	農地の土壌汚染調査を実施すべき。	84	・浸出水は高度な水処理をして、放流基準を満たしたうえで放流するため、農地において放流水由来の土壌汚染はないものと考えている。
⑬	大気汚染、農漁業への影響を調査し、住民不安に根拠資料をもって応えるべき。	93	・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていく。
(地下水流動への意見)			
⑭	(県が実施した)地下水等調査では福井水源へ流動はないとされたが、淀江地域を踏査した教授が水源に汚水が流れないとは言えないと指摘されたことを重く受け止めるべき。	4	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されており、この調査成果は最新の知見や現地測定データに基づく、科学的に信頼のおける結果と考えている。 ・モニタリング井戸は第1帯水層(最も浅い帯水層)を観測対象に設置する。異常時は直ちに受け入れを中止し、地元自治会や関係機関に連絡し、原因究明ほか必要な措置を取る。 ・N値が低い地盤については、処分場の建設に先立ち載荷(プレロード)や砕石置換などの工法により対策を講じる。 ・地盤対策工法は、地下水の透水性や水質を考慮のうえ、これらに影響のない工法を採用しているので、N値が低い地盤の存在そのものが地下水へ影響を与えることはない。また、地盤対策工事の実施が、広域的な地下水の流動に影響を与えることはない。 ・地震や大雨など、自然災害の発生にも対処可能となる施設設計、維持管理計画としている。
⑮	地下水監視井戸について、県地下水調査会で判明した3つの帯水層及び水源地ごとに井戸を設置し監視する必要があるのではないかと。また、水質異常時は、どのように対応するのか。	22	
⑯	火山灰層や粘性土層といった軟弱地盤は、地下水にどのような影響を与えると考えられるのか。透水性の有無及び地下水に影響を及ぼさないか確認すること。	39	
⑰	処分場予定地の特に中心部分に軟弱地盤が多くあるため、地下水に影響を与えることが否定できないのではないかと。	40	
⑱	埋立底面部の地下水集排水管について、地下水の第1から第3帯水層まですべてを集排水するというものか。	53	
⑲	(地下水の流動は)地震等今後の自然災害で変動しうるため、将来にわたって安心できない。	65	
⑳	地盤対策の実施は(県の実施した)地下水等調査の結果に影響するのではないかと。	66	
(水源地への影響に関する意見)			
㉑	処分場周辺には、複数の水源地及び湧水が存在しており、事業により影響を及ぼし得る帯水層と取水井戸の帯水層が異なるとしても、地下水や流動に変化を与えることはあってはならない。	45	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されている。 ・遮水シートは十分な強度と耐久性を確保できると考えている。 ・地盤対策(プレロード)の荷重による沈下が収束したことを確認した上で、処分場造成・シート敷設を行う。
㉒	処分場周辺には、複数の水源地及び湧水が存在しており、処分場予定地に適さないのではないかと。計画を中止すべき。	56	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
	⑳ 処理水が安定するまで何年かかるかわからず、遮水シートの耐久性、福井水源地の汚染が不安	57	<ul style="list-style-type: none"> 電氣的漏えい検知システムのみならず、国の基準に基づく2重遮水シートに加えベントナイト混合土による遮水、地下水モニタリングなど、多重の安全対策(マルチバリア)を講じる。 雨水や地下水集排水施設は埋立期間等を考慮し 50 年確率降雨で設計し、浸出水調整槽の容量は、過去 45 年のうち年間・月間最大降水量を記録した年1年分の降水量データをもとに算出している。いずれも県の指針等を満足する設計である。 センターは西尾原水源地の PFAS 検出について、意見を述べる立場にない。 <p>[県の回答]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県では、計画地周辺の水源地等を含む地下水への安全性に対する住民の不安の声に対応するため、地下水等調査会を設置し、その委員として、中立的かつ客観的に審議してもらうため、これまで計画地に係る地下水の流向調査に関わったことがない専門家(学識者等)を選定し、調査が行われた。 なお、調査に当たっては、過去の文献や専門家からの意見を示すとともに、ボーリング調査、現地踏査等による地質調査、水文調査及び水質調査を行い、これらの調査で得られた結果を用いて地下水の3次元シミュレーションを行い、地下水の流れを解析した。 調査の結果、福井水源地への影響となるような懸念材料はなく、この結果は各調査結果、解析結果と整合しており、信頼性が高いものと評価されている。
	㉑ 地盤対策をしたとしても、地盤沈下が続き、遮水シートの破損、福井水源地の汚染が生じないか不安	58	
	㉒ シート破損時に埋立物を取り除いて修理することは不可能だ。	60	
	㉓ また、修理の間、地下水を汚染し続け福井水源地を汚染し続けるのではないかと不安		
	㉔ 電氣的漏えい検知システムがあっても、山梨県の事例もあり、あり安心できない。	61	
	㉕ 線状降水帯等による想定外の降雨で調整槽から(浸出水が)溢れ出し、水源地に流れていかないか心配	62	
	㉖ わずかでも(浸出水が)福井水源地に流れる危険性があると指摘されたら安心して生活できない。	64	
	㉗ (処分場の建設により)地域の水を汚染してはならない。	68	
	㉘ 西尾原水源地の PFAS 汚染について原因究明と対策を求める。	69	
	㉙ 水源地に処分場を建設してはならない。今一度建設地の比較検討を求める。	70	
	㉚ 水道水源への影響を懸念している。	70	
	㉛ 水道水源が近く、立地が妥当でないのではないか	89	
	㉜ 県が過去の実施した専門家委員会等に、地元を踏査し、(水源地への)汚染水流入を指摘する地下水の専門家である教授等の意見を聴かなかったのはおかしい。	90	
	㉝ 処分場からの汚水が福井水源に影響する可能性を検討し、説明すべき。	91	
	㉞ 水道水源を確実に守るため事業を中止すべき。	92	
	㉟ 水道水源を確実に守るため事業を中止すべき。	95	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
生活環境影響調査	① 生活環境影響調査は、原則敷地境界で実施されているが、関係6自治会内で現況調査を実施すべき。	81	<ul style="list-style-type: none"> 計画地の敷地境界及び近接住居周辺における調査・予測により、生活環境影響は軽微であると評価しており、より遠方となる「関係6自治会区域内」の影響は一層軽微と考えられることから、現況調査範囲は十分なものだと考えている。 指摘の樋門を挟んだ上下流部の調査地点(St.3、St.4)での水質から、樋門で取水される水質を推定できると考えている。 100 倍希釈地点を、隣接する一廃処分場の水量との合算で考慮するのは、合理性に欠けると判断する。
	② 灌漑用樋門により分岐した農業水路の水質・水量の調査が実施されていない。一般廃棄物最終処分場と調整槽を共用するなら、排水量を合計の190t/日として算定し、100 倍希釈地点を修正すべき。	83	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
維持管理	① 豪雨、災害時の埋立処分について、即日覆土は不可能ではないか。	9	・豪雨時等は、受入れを中止する
	② 「石綿含有物」を埋め立てるべきではないのではないか。	10	・非飛散性の石綿含有廃棄物は、法令基準に則って、適切に埋立管理をしていく。
	③ 腐敗性廃棄物は短期間でも40%以上にならないよう搬入管理するとあるが、どのように搬入管理するのか。	11	・腐敗性廃棄物(有機汚泥、紙くず、木くず、繊維くず)が短期間に集中しないよう受入管理し、また他の廃棄物との混合理立により、腐敗性廃棄物が埋立地内でも片寄らないような埋立管理を行う。
	④ 地下水監視井戸について、県地下水調査会で判明した3つの帯水層及び水源地ごとに井戸を設置し監視する必要があるのではないか。また、水質異常時はどのように対応するのか。	22	・モニタリング井戸は第1帯水層(最も浅い帯水層)を観測対象に設置する。異常時は直ちに受け入れを中止し、地元自治会や関係機関に連絡し、原因究明ほか必要な措置を取る。
	⑤ 維持管理計画書の埋立作業⑤の「埋立区域の面積、容量及び構造等を変更する場合は、事前に県と協議する」について、協議さえすれば変更可能ということか。そうであれば環境への負荷が予測しづらいため削除すべき。	49	・必要な法令手続き(県の設置手続き条例、法の変更許可申請)を行うこと前提に、事前協議を行うもの。
	⑥ 放流水、地下水の検査項目に、発がん性が指摘されるPFAS(有機フッ素化合物)を加える必要があるのではないか。	52	・PFASについては、国においては水道水や食品に関する実態の調査等が行われている段階。現時点ではその対処方針等が明らかでないが、センターでは、有害性が確認されているPFASを含む廃棄物について、自主的な管理方法により受け入れない方針であり、その方法を検討中。今後、処分場に係る法令基準や水質検査方法等が定められれば、それらに基づきPFASに係る対策を実施する。

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
処理能力、埋立期間、廃棄物の種類	(処理能力への意見)		
	① I期とII期計画について、埋立面積は同程度だが、埋立容量が2倍以上の差があるのはなぜか。また地盤対策は埋立容量を考慮しているか。	8	
	② 計画年間廃棄物埋立量(約6,000トン/年)から容量を試算すると、37年間の総量が22.2万m ³ となったが、申請書には廃棄物埋立量は166,471m ³ と記載されており整合しないため説明を求める。	51	・第1期と第2期が構造上、重なる部分があるため、第1期と第2期の埋立容量に差が生じている。
③ 埋立容量について、のり面用土えん堤・区画堤は、埋立容量には該当しないのではないか。25.2万m ³ からのり面用土えん堤土量(37,299.7m ³)、区画堤土量(16,012.1m ³)を除いた、198,688m ³ に訂正すべきではないか。周辺整備交付金の観点で25万m ³ を維持したい意図ではないか。	51	・埋立容量は、国通知に基づき、埋立廃棄物のほか、覆土、えん堤等も含んだ容量で計算。年間の埋立廃棄物容量は約4,500m ³ であり、37年間では約16.6万m ³ となる。	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
	(埋立期間への意見)		
④	埋立処分期間について、国の廃棄物最終処分場性能指針(15年程度を目安と記載)に沿わないが、計画上の年数(I期10年、II期27年、合計37年)が合理的な年数であること、また特別な事情、はなにか。	13	<ul style="list-style-type: none"> 地形、施設配置、想定搬入量等を考慮のうえ、埋立期間を設定した。 埋立期間が目安とされた15年程度を超えても、構造上問題なく、適切な維持管理により周辺の生活環境保全上問題がないと考えている。 「降水確率年は30年を原則」は県の指針の規定と思料。環境省の性能指針の「埋立期間15年間程度の目安」と必ずしも対応するものではないと考える。 埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ、県指針の原則とする降水確率年30年のところを、50年確率降雨で設定しており、十分に基準を満たす。
⑤	降雨確率年50年の根拠に疑問。国指針において埋立期間15年程度を目安とし、降雨確率年を30年と示しているなら、今回の計画埋立期間(37年)の場合は、降雨確率年を70～75年程度とすべきではないか。	74	
⑥	環境省の「廃棄物処分場性能指針」に定める目安の期間15年を大きく逸脱する計画であり、周辺生活環境が著しく悪化すると予測されるため、処分場は設置すべきでない。	77	
	(廃棄物の種類への意見)		
⑦	紙屑、木屑、繊維屑をひとまとめにして、紙屑の換算係数を用いているが、建設廃材木くずにはPCBを含む場合もあるため、紙屑でひとくりにすべきではない。	16	<ul style="list-style-type: none"> 重量と容量を換算する係数について、便宜上、紙くずの値を採用したもの。PCBを含んだ木くずは「特別管理産業廃棄物」に該当するため、当処分場で受け入れできない。 コンクリートや鋼材(金属くず)は安定型品目に該当する廃棄物であり、埋め立て後に腐敗の心配はない。 浸出水と接触するコンクリート構造物の表面には、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針」に基づき、適切な防食被覆を施工する。
⑧	腐食防止について、腐敗の可能性のあるコンクリート・鋼材は埋めない計画か。無機性主体というが汚泥(有機性0.5%)、紙屑(5.8%)は有機性であり、腐食防止対策の強化が必要ではないか。	26	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
立地	① 施設の将来的な不安がある。排水による子供への健康影響等に懸念がある。人が住まない場所に建ててほしい。	1	<ul style="list-style-type: none"> 計画地は、「災害から重大な影響を受けない」、「必要な面積・容積の確保が可能」などの条件から適地と判断。 地盤沈下対策として、プレロードや砕石置換などの対策を講じる。 2重遮水シートに加えベントナイト混合土による遮水構造、電気的漏えい検知システム、周縁地下水の定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)、適正な維持管理により安全を確保する。 計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されている。 適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていく。 全国都市清掃会議の要領にある「取水位置が直下流にあり避けるべき地域」とは「放流
	② 人が住まない場所に変えてほしい。	3	
	③ 計画地の5割が粘土層(軟弱地盤)で改修工事を要するこの場所は処分場に不向きである。	4	
	④ 処分場周辺には、複数の水源地及び湧水が存在しており、処分場予定地に適さないのではないか。計画を中止すべき。	56	
	⑤ 水源地に処分場を建設してはならない。今一度建設地の比較検討を求める。	70	
	⑥ 全国都市清掃会議の設計要領に従って、下流に農業用取水のあるこの地域の立地は避けるべき。	82	
	⑦ 旧淀江町の意向を無視し、米子市は計画地に存する土地をセンターに使用させるべきではない。	86	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
	⑧ 水道水源が近く、立地が妥当でないのではないか。	90	水の水質による影響が生じる地域」とのことであり、当処分場の放流水の影響は少ないと考えられることから、該当しないものと考えている。 ・(米子市有地に係る)米子市の対応に係る意見であり、センターから見解をお示しできない。

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
事業収支	① 見込み処分量 6,000t/年について、処分料が他処分場と比較して高いが妥当なものか根拠を示してほしい。また県からの借入金計画は計画どおり返済できるのか。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者へのアンケート調査から廃棄物搬入量を年間 6,000 トンと推定している。 ・処理料金は、近県の産業廃棄物の処分料金を調べた上で、その相場と物価の変動を踏まえて設定しており、今後は、利用者等の意見を聞きながら品目ごとの料金を設定していきたいと考えている。 ・処分料収入は、周辺処分場の単価設定なども調査しながら当初の受入れ単価を 23,500 円/t を設定している。この単価は、物価の変動等を踏まえて5年ごとに改定する想定で、仮の試算として今の日銀の物価上昇率の目標(2%)を参考に単価上昇を想定している。 ・土地使用に係る経費等の具体的な契約条件は今後の協議で決定する。 ・産廃処分場の建設に係る既設事務所の移設等の費用は、申請書 30-1 ページ記載のとおり。 ・ご提示の換算係数は、埋立時の転圧等の要素を含んでいない。これらを考慮した埋立廃棄物量は、申請書記載のとおり、約 6,000 トン/年=約 4,500m³/年が見込まれる。 ・返済期限時点で不足する財源は、新たな借入により当該借入金を全額返済することを考えているため、「一括返済」としているもの。
	② 土地の使用にかかる承諾書について、使用条件等の詳細が別途協議して定めるとされているため、条件次第で、環境対策や経費が変わるのではないか。	41	
	③ 一般廃棄物処分場関連設備の利用や移設に伴う環境管理事業センターの費用負担は、どのように試算しているか。	43	
	④ 産廃処分料収入について、環境省の換算係数を参照して計算した見込み埋立重量、及びセンターの 1t あたりの処分料単価から試算すると約 46 億円となり、財源計画より処分量収入 61 億円とは大きく異なったため、財源計画が適切であるか疑問がある。	50	
	⑤ 他処分場の処分料金はセンターの処分料より安く、埋立量が見込みどおりになるか心配している。	50	
	⑥ 計画段階で借換を予定しているのに、借入金について一括返済と主張するのはどのような理由か明確にされたい。	73	
	⑦ 処分料収入見込みに疑問があり、処分場が途中で頓挫し、生活環境に問題が生じるのではと懸念。	73	
	⑧ 収入の内訳・根拠を明確にし、財政上問題ないことを明示すべき。単価と容量から処分料収入を算出すると 21 億円の不足が生じるが、処分場がとん挫し、生活環境に問題を生じさせることにならないか懸念。	75	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要	
構造（構造物、地盤、遮水工）	（構造物）			
	①	貯留構造物の設計について、廃棄物処分場であることはどのように配慮されているか。また、地震等の液状化を想定されているか。	24	<ul style="list-style-type: none"> 貯留構造物は、のり面用土えん堤を積み上げていく埋立地の構造を考慮し、埋立対象廃棄物や土質調査により各土質定数を決定し、円弧すべり面法により許容安全率を満たしていることを確認している。「過去・将来にわたって想定される最大級の地震（レベル2地震動）」時においても同様に許容安全率を満たしていることを確認している。 計画地の地盤について、地質調査結果から、液状化しやすい地盤は確認されていない。埋立地内は粒度が不均一で様々な廃棄物が締固めされ、浸出水も速やかに排除されていることから、液状化は起こらないと考えている。 地震時は貯留構造物等が地盤に追従して動くため、シートが破損する恐れは極めて低い。破損の場合はシートを補修する。
	②	構造物の地震時における安定検討について、どのような安定解析、地震時の検討を行い、安全を確認されたのか。	25	
	③	貯留構造物が地震でずれたり、地盤沈下したりした場合、シートがずれたり破れたりすることは想定しているか。またその場合どのように対処するのか。	30	
	④	近年の水害状況から、埋立地法面等が崩壊しないか心配	63	
	（地盤）			
	⑤	計画地の5割が粘土層（軟弱地盤）で改修工事を要するこの場所は処分場に不向きである。	4	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下対策として、プレロードや砕石置換などの対策を講じる。 プレロードによる地盤対策は、廃棄物の埋立てを行った際の第1期、第2期それぞれの最終荷重を考慮している。 沈下により、中間覆土から小段排水への勾配が十分でない事例が生じたとしても、覆土表面を再施工して排水勾配を確保する。 埋立地の地形や廃棄物の埋立てによって処分場底面に掛かる載荷重、遮水シートへの影響等を考慮のうえ、地盤対策を検討した。 細粒分含有率が高い火山灰層や粘性土層は、水を通しにくいいため、地下水への影響はないと考える。 N値が低い地盤については、処分場の建設に先立ち載荷（プレロード）や砕石置換などの工法により対策を講じる。 地盤対策工法は、地下水の透水性や水質を考慮のうえ、これらに影響のない工法を採用しているため、N値が低い地盤の存在そのものが地下水へ影響を与えることはない。 地盤対策（プレロード）の荷重による沈下が収束したことを確認した上で、処分場造成・シート敷設を行う。 気候変動（夏季の高温や短期集中型の豪雨の増加など）と地盤沈下対策との関連性はないと考える。気候変動に伴う豪雨増大による処分場のり面等の土構造の崩壊・土砂崩れや、場内排水対策については、安定計算等でその安全性を確認している。
	⑥	I期とII期計画について、埋立面積は同程度だが、埋立容量が2倍以上の差があるのはなぜか。また地盤対策は埋立容量を考慮しているか。	8	
	⑦	仮に地盤沈下した場合は（中間覆土表面と）同一高さにある小段排水口への排水が不可能となるのではないか。地盤沈下した場合の対応は検討されているのか。	14	
	⑧	地盤対策工について、調査設計は廃棄物処分場であることが、どのように配慮されているのか。また、地震等の液状化について検討されているか。	23	
	⑨	基礎地盤について、どのような土質調査、安定計算安全により安全を確認されたのか。	25	
	⑩	火山灰層や粘性土層といった軟弱地盤は、地下水にどのような影響を与えると考えられるのか。透水性の有無及び地下水に影響を及ぼさないか確認すること。	39	
⑪	処分場予定地の特に中心部分に軟弱地盤が多くあるため、地下水に影響を与えることが否定できないのではないか。	40		
⑫	飛散性アスベストを扱うが、地盤沈下や、豪雨、地震による液状化でどうなるのか、また必要な対策を明記すべきではないか。	46		

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
⑬	地盤対策をしたとしても、地盤沈下が続き、遮水シートの破損、水源地の汚染が生じないか不安	58	
⑭	気候変動を踏まえた地盤対策、排水対策について、専門家の意見を確認してほしい。	72	
(遮水工)			
⑮	電氣的漏洩検知システムについて、機能しているかどうかをどのように確認するのか。また、電池はどれくらいもつのか。機能しなかった場合は、どのように対処するのか。	31	<ul style="list-style-type: none"> 電氣的漏洩検知システムが適正に保持・機能しているかどうかは、日常の点検時に確認する。漏えい検知システムは商用電源で稼働する。
⑯	上部遮水シートだけでなく、下部遮水シートにも検知システムを設置すべきではないか。なぜ設置しないのか。	31	<ul style="list-style-type: none"> シート破損があった事例の多くは埋立初期における上層シートの破損と考えている。 上下層の2重シート+ベントナイト混合土あるいはベントナイトマットによる3重の遮水構造によって安全性は確保できる。
⑰	ベントナイトマットについて、下部遮水シートの下にも敷設すべきではないか。	32	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートは申請書に記載のとおり、日本遮水工協会の認定基準に適合した製品を使用することで十分な強度と耐久性を確保できると考えている。(複合的な条件による実証試験までは不要と考えている。)
⑱	遮水シートは、絶対に破れないといえるのか。耐用年数は埋立期間の37年以上あるのか。	33	
⑲	処分場底部からの地下水により、遮水工が破損する恐れがあるのか。	35	<ul style="list-style-type: none"> 日本遮水工協会と国際ジオシンセティックス学会日本支部との共同研究からは50年以上の耐久性があるとされている。
⑳	火山灰層や粘性土層といった軟弱地盤は地下水にどのような影響を与えると考えられるのか。透水性の有無及び地下水に影響を及ぼさないか確認すること。	39	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位が上昇した場合でもが遮水工に支障を生じないように、遮水工下部に地下水集排水管を設置することとしている。
㉑	電氣的漏洩検知システムの寿命について、廃棄物の下に敷かれている検知システムをどのようにメンテナンスするのか。いつ地震が起こるともわからず、検知システムは事業を行っている間は正常に作動する必要がある。	55	<ul style="list-style-type: none"> 地盤対策により地盤沈下が収束したことを確認した上で、処分場造成・シート敷設を行う。 電氣的漏えい検知システムについて、地上部にある制御盤やパソコンなどは必要に応じて更新する。埋設部は電極とケーブルのみの単純な構造であり、メーカーの見解では長期にわたっての使用が可能である。
㉒	処理水が安定するまで何年かかるかわからず、遮水シートの耐久性、水源地の汚染が不安	57	<ul style="list-style-type: none"> 地震時には、遮水シートは敷設した地盤に追従して動くので、遮水シートへの影響は大きくない。また、遮水シートの伸縮性によって、地震の動きを吸収する。
㉓	地震により遮水シートが破損しないか不安	59	
㉔	シート破損時に埋立物を取り除いて修理することは不可能だ。また修理の間、地下水を汚染し続け水源地を汚染し続けるのではないかと不安	60	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートの破損が認められた場合は、埋立物を取り除いてのシート補修を原則とする。掘り下げでの補修が困難な場合は、薬剤投入により穴をふさぐ工法などがあり、現場の状況、有識者の意見を踏まえながら、最適な工法で対処する。
㉕	電氣的漏えい検知システムがあっても、山梨県の事例もあり、安心できない。	61	<ul style="list-style-type: none"> 電氣的漏えい検知システムのみならず、国の基準に基づく2重遮水シートに加えベントナイト混合土による遮水、地下水モニタリングなど、多重の安全対策(マルチバリア)を講じる。
㉖	遮水シートの耐久性が不安。文献からの推測でなく、複合的な条件での科学的実証実験によって安全を証明してほしい。	71	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要	
構造（雨水集排水、浸出水処理、地下水集排水、湧水対策）	（雨水集排水）			
	①	仮に地盤沈下した場合は（中間覆土表面と）同一高さにある小段排水口への排水が不可能となるのではないのか。地盤沈下した場合の対応は検討されているのか。	14	<ul style="list-style-type: none"> 沈下により、中間覆土から小段排水への勾配が十分でない事例が生じたとしても、覆土表面を再施工して排水勾配を確保する。 埋立終了後の地表水は、最終覆土に勾配をつけて埋立地外周の雨水排水路へ排水する。 雨水集排水路は、埋立地内への表流水の流入を防ぐ目的のため開渠としている。排水路は敷地内に設置するため、水路への不法投棄はないと考えられ、指摘のような行為に対しては、警察等へ通報など、厳正に対処していく。 雨水集排水施設は、県指針で「降水確率年は原則 30 年」のところ、埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ 50 年確率降雨に対応した設計としている。 将来的に月間・年間を通じた降水量の増加傾向となった場合には、埋立地内へのキャッピングシート設置などで浸出水量の削減等の対策が可能。 「降水確率年は 30 年を原則」は県の指針の規定と思料。環境省の性能指針の「埋立期間 15 年間程度の目安」と必ずしも対応するものではないと考える。
	②	埋立終了後の雨水その他の地表水排除は具体的などどのように行うのか。排水路について、開渠の場合、物質投棄の防止対策が必要ではないか。	15	
	③	水があふれた時の対策はどうなっているのか。	27	
	④	排水路の雨水流出量の算定について、降水確率を 50 年としているが、100 年に一度の豪雨が毎年の様に起きる昨今、100 年想定にすべきではないか。	28	
	⑤	過去の降水量を（設計に）用いるのは、危険である。	67	
	⑥	気候変動を踏まえた地盤対策、排水対策について、専門家の意見を確認してほしい。	72	
	⑦	降雨確率年 50 年の根拠に疑問。国指針において埋立期間 15 年程度を目安とし、降雨確率年を 30 年と示しているなら、今回の計画埋立期間（37 年）の場合は、降雨確率年を 70～75 年程度とすべきではないか。	74	
	（浸出水処理）			
	⑧	浸出液処理施設の降水量データについて、45 年間の降水データを使用しているが、100 年に一度の豪雨を想定すべきではないか。	34	<ul style="list-style-type: none"> 浸出水調整槽の容量は、県指針に従い、過去 45 年のうちで年間・月間の最大降水量を記録した年 1 年分の降水量データをもとに算出しているもの。年間通じて降水量が多い年であっても対応が可能であると考えている。 計画地から涵養された地下水は、第 1、第 2、第 3 帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されている。
	⑨	線状降水帯等による想定外の降雨で調整槽から（浸出水が）溢れ出し、水源地に流れていかないか心配	62	
	（地下水集排水、湧水対策）			
⑩	処分場底部からの地下水により、遮水工が破損する恐れがあるのか。	35	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する一廃処分場の建設当時の状況や、生活環境影響調査での地下水位の観測状況から、現地で発生する湧水は少ないと考えている。 地下水位が上昇した場合でも遮水工に支障が生じないよう、地下水集排水管を設置することとしている。 仮に想定以上の湧水が確認された場合は、面状排水材等による湧水対策を実施する。 地下水集排水施設は遮水工への地下水等の影響回避のために設置するもので、主に第 1 帯水層が集水対象となる。 	
⑪	湧水は、現在調査されていないのか。湧水対策について、湧水があった場合の導水や排水工事をどのように行うのか。	37		
⑫	埋立底面部の地下水集排水管について、地下水の第 1 から第 3 帯水層まですべてを集排水するという事なのか。	53		

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
構造(ガス抜き設備、囲い、保安距離、消火設備、腐食防止、自然発生ガス対策)	(ガス抜き施設)		
	① 排ガス処理施設を有しないとしているが、計画ではメタンガス対策等の記述もあり、排ガス処理施設は必要ではないか。	17	・申請書に記載した「排ガス処理施設」は、廃棄物焼却炉等に設置する「排ガスの処理施設(除害施設)」のことで、当該施設の処分場への設置はない。(事業計画にはメタンガスの対策の記述はない)
	② 堅型集配水管をガス抜き施設として兼用し、埋立ガスを排除するとあるが、これは排ガス処理施設を不要としたことと矛盾しないか。	36	・埋立地内部から生じる埋立ガスについて、適正に集めて大気放出する埋立ガス処理施設を設置する。
	(囲い)		
	③ 囲いを設けても、ドローン等を用いて(廃棄物等を)投げ入れることも可能であり、屋根が必要ではないか。	18	・指摘の行為は不法投棄事案であり、警察等へ通報のうえ、厳正に対処するもの。そのような理由で屋根設置の必要性はないと考える。
	(保安距離)		
	④ 開発区域と埋立区域の間に設ける保安距離について、どの程度の距離を設けるのか。また、隣接地は何か。保安距離が保てない、隣接地の土地利用に許可を出さないということか。	19	・保安距離は開発区域(敷地境界)と埋立区域を明確にするために水平距離で2m以上を確保するものであり、隣接地の土地利用等を制限するものではない。
	(消火設備)		
⑤ 消火設備について、どの位置にどのように設置するのか。また夜間出火時の対応はどのようにするのか。	21	・夜間の出火については、あらかじめ緊急時の連絡体制(基本的に夜間は職員は常駐しない)を構築のうえ、職員による初期消火や消防署への通報など、適切に対応していく。	
(腐食防止)			
⑥ 腐食防止について、腐敗の可能性のあるコンクリート・鋼材は埋めない計画か。無機性主体というが汚泥(有機性0.5%)、紙屑(5.8%)は有機性であり、腐食防止対策の強化が必要ではないか。	26	・コンクリートや鋼材(金属くず)は安定型品目に該当する廃棄物であり、埋め立て後の腐敗の心配はない。 ・浸出水と接触するコンクリート建造物の表面には、「下水道コンクリート建造物の腐食抑制技術及び防食技術指針」に基づき、適切な防食被覆を施工する。	
(自然発生ガス)			
⑦ 自然発生ガス対策について、発生があった場合の「指針に従い適切に処理する」とはどのようなことか。また隣接する一廃処分場の発生ガスが産廃処分場に流れてくることは想定しているのか。	38	・ボーリング等の地質調査からは自然発生ガスの発生はないものと想定しているが、仮に工事中にガスの発生が見られた場合は、ガス抜き管の敷設等により対応する。	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
その他	(開発協定)		
	① 予定地に産廃処分場を建設することは、市と一廃事業者との間で結ばれた(鳥取県開発事業指導要綱に基づく)開発協定に違反しているおそれがあるのではないか。	6	・開発協定の取扱いは、当事者である米子市と環境プラント工業が判断されるべきものと考え。 ・処分場の建設にあたり、一廃処分場とのえん堤の共用や覆土置場の利用等について、必要があれば、今後開発協定の当事者(米子市、環境プラント工業)とセンターで協議を行うことになるものと考え。
	② 一廃処分場の土地を覆土置き場として使用することは、市と一廃事業者との間で結ばれた(鳥取県開発事業指導要綱に基づく)開発協定に違反してい	20	

項目	意見概要	通し番号	申請者等の見解概要
	るおそれがある。協定改定が必要ではないのか。		
③	防災調整池は、隣接の一廃処分場のものを利用しているが、開発協定の改定が必要ではないか。	29	
④	一般廃棄物処分場の設備を産廃処分場と共用することは、市と一廃事業者との間で結ばれた(鳥取県開発事業指導要綱に基づく)開発協定に違反するのではないか。協定改定が必要ではないのか。	43	
⑤	開発協定を遵守すべき。	96	
(跡地利用)			
⑥	埋立終了後、廃止基準を満たすまでの維持管理期間はどの程度を想定しているか。また、申請書に埋立後の跡地利用を記載する理由は。	7	・埋立終了から廃止までは10年間を見込んでいる。跡地利用は、計画地を借地で計画しているため、借地前の農地、林地としてお返しすることを記載している。
(文化財)			
⑦	処分場予定地付近等には古墳等の文化財があるため、処分場設置してはいけない。風評被害がでるのではないか。	48	・風評被害が生じないよう、適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていく。
⑧	計画地に文化財が存在すること、近傍に水源の存在することから、計画中止を強く要求する	97	・百塚88号墳は、文化財保護法に基づく米子市文化財課の指導により、適切に対処(記録保存)している。
(搬入経路)			
⑨	廃棄物の搬入計画に反し、廃棄物運搬車両が淀江インターから広域農道を通り、西尾原自治会を通ることがないか。交通安全面や、環境問題から違反があった場合は、どのような対処をされるのか。	54	・西尾原自治会を通過することがないよう、搬入車両に指定通行ルートを知徹底し、違反時には厳重注意や一定期間の搬入停止などのペナルティを検討する。
(手続条例等)			
⑩	(センターは手続条例を履行していない、対応が不誠実である、生活環境影響調査の内容が不適切、立地が不適切等の理由から)許可すべきでない	78	・センターは、条例を遵守した適切な手続き(=周知計画に基づく事業計画の説明、関係住民への意見照会・回答ほか)を実施したと考えている。センターとしては条例手続きを適切に履行したと考えている。 [県の回答] ・当時のセンターの説明会開催に係る周知は、直接配布に代わる方法として、公民館や米子市庁舎等16ヶ所への掲示、新聞広告、センターホームページ等複数の手法で周知がなされており、条例の規定に照らして問題はないものと判断している。
⑪	事業者は手続条例を遵守しておらず、許可要件を満たしていない。	79	
⑫	センターが行った農業者への周知・意見聴取は、手続条例の精神を遵守していない。県がこの手続きを是認した判断も疑問。	80	
(申請者の対応)			
⑬	センターは過去の自治会長とのやり取り経過から、不正・不誠実な行為をするおそれがある者(=欠格要件)に該当する	87	・センターからの回答の遅延に関しては、その後、文書によるお詫びと、ご自宅への訪問でお詫びをさせていただいた。今後、こうしたことの無いよう事務管理の徹底に努める。